

第七十九回
貴族院

獸醫師法第二條ノ臨時特例ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
獸醫師法第二條ノ臨時特例ニ關スル法律案(政)
明治四十五年法律第二十一號中改正法律案(政)

委員氏名

委員長 侯爵四條
副委員長 佐々木長治君
男爵三須精一君
竹内可吉君
宇佐美勝夫君
塙田團平君
下出民義君
子爵牧野康熙君

候爵四條
隆德君
家治君
康熙君

リマスガ、其ノ中未成年者ガ約百六十一名ゴザイマス、其ノ他詳シイコトハ、政府委員カラ説明致サセマス。

○委員長(侯爵四條隆徳君) 大臣ニ對スル御質問ガ其ノ他オアリデセウカ……若シゴザイマセヌケレバ、以後政府委員ニ説明ヲ

スル者ガ七百名乃至八百名程卒業スル見込

法律第九十二號ニ依リ、獣醫手ノ資格ヲ有

スル者ガ三百名ヲ増シマス、更ニ昭和十五年

マシテ十六年デハ三千頭獲ツテ居リマス、ソ

レカラ「アメリカ」デハ昭和十六年ニハ九萬合ニハ、大體ニ於テ過不足ノナイ見込デゴ

ザイマス

○男爵三須精一君 第二段ノ將來ニ付テ

ノ、獣醫ト云フモノニ付テ政府ハ現狀デハ不足ヲ告ゲテ居ルカラ、更ニ養成機關ニ付テ何カ御考ガアリマスカ

○國務大臣(井野碩哉君) 將來ニ對シマス

ル、獣醫ノ養成施設トシマシテハ、本年九月卒業ノ分カラ新ニ岐阜高等農林學校カラ

約四十名ノ卒業者ヲ生ズルコトニナッテ居リマスシ、更ニ明年九月カラ北海道ニ於キ

マス帶廣高等獸醫學校カラ、約百二十名ノ卒業者ヲ出ス見込デアリマシテ、本年九月ノ卒業者ハ約八百五十名、明年九月以降ハ

約三十名ノ卒業者ヲ出ス見込ニナッテ居リマス、又獣醫手ニ對シマスル養成施設状況ト致シマシテハ、昭和十五年法律第九十

二號ニ依リマシテ、獣醫手ノ養成施設トシニヨリマス、此ノ結果獸醫及獸醫手ノ

需要供給關係ガドウナツテ居ルカト申シマ

テ、昭和十六年迄、ズット各國ガ陸上ノ獵獲ヲ致シテ居ツタノデアリマスルガ、日本ト

大學專門學校卒業者及試驗合格者ヲ合セマシテ、約一千名デゴザイマシテ、尙一千名

ノ不足ヲ生ズルコトトナツテ居リマスルガ、

「アメリカ」ト露國ト、大體三國ガ獲ツテ居リマシタ、是ハ細カイ數字ニナリマスガ、

ドウ致シマセウカ、何カ書イタモノデモ差

上ゲマセウカ、大體ノ數字ヲ申上ゲマスト、

「アメリカ」トシテハ、此ノ條約ガ出來マシタ

カニ引摺ラレマシテ條約ニ入ツタヤウナ譯

デアリマス、ニアリマスカラ日本トシテハ

寧ロ、臘臘獸ガ殖エマスコトハ、先程申シマシタ通リ魚ノ非常ニ食べマスノデ、寧ロ

雲々從來ハ多ク價値ヲ認メテ居リマセヌ

ノ條約ガ出來タヤウナ次第ニアリマス、

日本カラ見マスレバ、臘臘獸ノ皮ト云フモノハサウ從來ハ多ク價値ヲ認メテ居リ

マス、是ハ無統制ニ許シマスト、迄今十數年間禁ジテ居止シテ居リマシタノヲ改メマシテ許可制度

ニ致シタノデ、最近是ガ解禁ニナルト云フ

ノデ非常ニ獵獲ヲ希望スル者ガ出來テ居リ

云フ風ナ統制ヲ以テ其ノ許可ハ行クカト云フ點ニナリマスト、場所ガ中

部千島デゴザイマスシ、又海外トノ色々ノ問題モ生ジマスノデ、十分此ノ許可ニ付キマ

シテハ統制ヲ執ツテ參リタイ、從ツテ出來ルダケ現在水產企業ノ保護ニ付キマシテ所謂

新體制ト申シマスカ、統制アル國家ノ機關

ト目スベキ國策會社ノ設立ニ當ツテ居リマ

スノデ、出來ルダケサウ云ツタ系統機關ヲ

シテ之ニ當フシメル、個々ノ者ニハ許サス

ト云フ方針デ參リタイト考ヘテ居リマス、

ソレカラ臘虎ノ洞渦状態竝ニ漁業ニ與ヘマス影響等ニ付キマシテハ或ハ専門家カラ御

加及定員數ノ增加ニ依リマシテ、卒業者數明年カラハ專門學校ノ只今申上ゲマシタ増

マス、明治十六年ニハ日本ハ四萬頭、獲リ

マス、千四百頭、合計致シマシテ十四萬頭デアリ

シタノデ非常ニ利益ヲシテ居ルト云フ狀態

マシタノハ違ヒマスガ、獸ノ數デアリマス、

ヲ大體「アメリカ」デハ國內ニ於テ利用シテ

獲リマシタノハ、日本ハ大正十年カラ獲リ

居ルト云フ狀態デゴザイマス

○男爵三須精一君 明治四十五年法律第二

十一號中改正法律案ニ付キマシテ御尋ネン

マシテアリマスノデ、内地ダケデ考ヘマスル場

合ニハ、大體ニ於テ過不足ノナイ見込デゴ

ザイマス

○委員長(侯爵四條隆徳君) 獣醫醫師法ノ

臨時特例ニ關スル法律案ニ付テ御質問ハ、

其ノ外ニゴザイマセヌデセウカ……ゴザイ

マセヌケレバ、特ニ大臣ニ對スル御質疑ヲ

モウ一案ノ方ニ付テゴザイマスレバ、此ノ

際御願ヒ致シマス

○子爵植村家治君 腸臘虎獲取締法ハ明

治四十五年ニ創設サレタノデスカ、ソレヲ

チヨット伺ヒタイ

○國務大臣(井野碩哉君) 明治四十四年ニ

臘臘獸保護條約ガ制定セラレマシテ、ソレニ基キマシテ、國內法トシテ、此ノ法律方

其ノ翌年ニ制定サレタノデアリマス

○子爵植村家治君 其ノ保護條約ニ依ル各

ドノ位ノ比率ニナッテ居ツテ、各國ガ如何ニ

之ヲ有用ニ利用シテ居ツタカト云フコトヲ伺ヒタインデアリマス

○國務大臣(井野碩哉君) 明治四十四年カ

ノ臘臘獸ノ獸肉、獸皮ノ利用用度、ソレガ

ス、初メ確カ二百萬頭位居タ臘臘獸ガド

ガ、「アメリカ」「ロシヤ」ニ於キマシテハ相

當ニ毛皮ト致シマシテ利用致シテ居リマ

ス、初メ確カ二百萬頭位居タ臘臘獸ガド

ガ、「ロシヤ」「イギリス」ヲ誘ヒマシテ此

ノ條約ガ出來タヤウナ次第ニアリマス、

日本カラ見マスレバ、臘臘獸ノ皮ト云フモノメリカ」ガ主トシテ非常ニ慌テマシテ、日本ト「ロシヤ」ト「イギリス」ヲ誘ヒマシテ此

ノ條約ガ出來タヤウナ次第ニアリマス、

日本カラ見マスレバ、臘臘獸ノ皮ト云フモノ

ハサウ從來ハ多ク價値ヲ認メテ居リマセヌ

シタガ、唯其ノ當時ノ情勢カラ「アメリカ」

カニ引摺ラレマシテ條約ニ入ツタヤウナ譯

デアリマス、ニアリマスカラ日本トシテハ

寧ロ、臘臘獸ガ殖エマスコトハ、先程申シ

マシタ通リ魚ノ非常ニ食べマスノデ、寧ロ

シタノデ非常ニ利益ヲシテ居ルト云フ狀態

シタノデゴザイマシテ、今申上ゲマシタヤウナ數

話申上ゲタ方ガ結構ト思ヒマスカラ、誰カ

一つ……

○政府委員(平岡梓君) 今臘虎ノ洞游狀態

ニ付テ御尋ガヨザイマシタガ、此ノ臘虎ハ千島トカ露領ノ「コマンドルスキ」ノ群島ダトカ、或ハ「アリューシヤン」群島、ソチノ方面ニ居リマシテ、普通臘虎ハ臘虎ノヤウニ洞游致シマセヌ、大體千島ナラ千島ト云フ所テ棲息シテソコデ終ルト云フノデアリマシテ、洞游ヲ致シマセヌ、岩礁ノ上ダトカ、或ハ鬼若布ノ上デ分娩ヲシテ育ッテ、サウシテ又段々蕃殖シテ行クト云フコトデ洞游ハ致シテ居リマセス

○委員長(侯爵四條隆徳君) 大體特ニ大臣ニ對スル御質問ハゴザイマセヌカ……ゴザ

イマセヌケレバ、次ニ詳細ニ互ル御質問ニ付キマシテハ先づ獸醫師法第二條ノ臨時特例ニ關スル法律案ニ付キマシテ御質問ヲ願ヒマス

○子爵植村家治君 此ノ獸醫師法第二條ノ臨時特例ニ關スル法律、此ノ臨時ト云フノハ將來人の資源ガ餘ルヤウニナツタ時ニハ、解クト云フ臨時の見込ノミノ特例法律案デセウカ

○政府委員(岸良一君) 此ノ法律ハ先程御説明ノアリマシタヤウニ、過般勅令テ文部省ノ専門學校等ノ卒業期ヲ繰上ゲタノデスガ、ソレガ爲ニ未成年者デ卒業スル者が相當數出來テ來ルト思ヒマス、其ノ者ハ獸醫師カラ云ヘバ獸醫師免許ガ出來ナイ、サウスレバ獸醫師ノ業ガ出來ナイ、此ノ際獸醫師ガ非常ニ足りナイ時ニ、サウ云フ者ヲ二月ナリ三月ナリ唯遊バスト云フコトハ不利益ダカラソレニ許サウ、又サウ云フ風ナ狀態ニナツテ居リマス人間オラバ、許シマスレ

バ、幾ラデモ仕事ガ出來ル、又過去ニ於テ

モ中等學校ヲ卒業シタ者ニヤラシテ居ツタコトガアリマスノデ、マア差支ヘナカラウ

ト云フ見解ノ下ニ此ノ勅令ノ續ク間此ノ法

律ヲ施行シテ第一條ニ拘ラズ未成年者ニ仕事ヲヤラセルヤウニシタイ、斯ウ云フ考ヘ

デアリマスカラ、此ノ勅令ノ廢止ト共ニ止

マル譯デアリマス

○男爵三須精一君 獸醫師法ノナンデゴザ

イマスガ、今迄未成年ニ資格ヲ與ヘナカッタト云フノハ、學校ヲ出テ、未成年者ガゴ

ザイマシタデセウカ、ソレハ助手トシテ使ツ

テ居ツタノデセウカ、ドウ云フ爲ニ今迄ハ未

成年ト云フモノニ資格ヲ與ヘナカッタト云

フ、其ノ理由ハ御分リデアリマセウカ

○政府委員(岸良一君) 大體現行ノ獸醫師法ノ出来ル前迄ハ中等學校程度ノ學力ノ者

ニ獸醫師ノ仕事ヲ許シテ居ツタ、其ノ時分ノ卒業生ト云フモノハ、是ハ皆未丁年者デ、

其ノ當時ハ日本ノ畜產狀態ハマダ今ノ「レベ

ル」ニ達シテ居ラナカッタ、サウ云フ譯デ之ヲヤツテ居ツタ、處ガ此ノ法律ガ出來ル時ニ將來ノコトヲ見透シマシテ、ドウシテモ獸醫師ノ程度ヲ高メナケレバナラヌト云フノデ、専門學校以上ニ致シタ、從ツテサウ云フ意味ハ、未成年者ニ責任ヲ以テ仕事ヲヤラセルト云フノハ無理ダト考ヘテ居ツタ譯デアリマス、デサウ云フヤウナ譯デ、方針トシテモト思フノデアリマスガ、是モ大體モウ數ヶ月スレバ大體モウ丁年ニナル者バカリナノデアリマス、從ツテ其ノ長イ期間ニ互ルナラバマアサウ云フヤウナコトモ處置トシテ考ヘナケレバナリマセヌケレドモ直グ經テバ一年ニナルノデアリマスカラ、又外ノ方デモ大體學校ヲ卒業シテ來テ居ルノダカラノ位ノ仕事ハ出來ルダラウト云フ考ヘヲ一般ニ有ツテ居ルダラウシ、又實際ニ於テモソレダケノ力ガアルシシマスカラ、特ニサウ云フ處置ハ執ラズシテ今回ノヤウナコトニナツタト云フ譯デアリマス

○副委員長(子爵植村家治君) 四條侯爵

著ク)

〔副委員長子爵植村家治君 委員長席ニ

○侯爵四條隆徳君 私チヨット御質問サシ

テ戴キマス、此ノ獸醫師法ニ依リマス獸醫師免許ト云フモノハ實際ニ國家試驗ニ依ツテ免許ヲ交付サルベキモノト考ヘマスガ、斯ウ云フ程度ノ國家試驗ニ未成年者ガ免狀ヲ得ルト云フヤウナ例ハ、獸醫師法以外ニ他ニゴザイマスデセウカ、承リタイト思ヒ

○政府委員(岸良一君) 此ノ關係ニ付テハ

一番密接ノ關係ノアルヤツハ醫者ノ方面デアリマス、醫者ノ方ハ修業年限ガ一年長イ

ノデアリマスカラ、之ニ觸レルモノハナイ

サウデアリマス、從ツテ獸醫師ガ恐ラク、

願ツタ獸醫師ノ法律ガアリマス、是ハ結局現在先程大臣カラ御話ガアリマシタ中等學校

程度ニ以テ約十七校、之ニ獸醫學科ヲ作り

コトハ出來ナイ、是ハ市町村トカ、或ハ畜

産組合、サウ云フヤウナ團體ノ職員トシテサウシテ診療ニ從事スルコトガ出來ル、是

ハ未成年者モ居リマス、併シソレハ限ラレタ範圍デ、上ニ責任ヲ以テ仕事ヲチヤント

監督スル者ガ居ルト云フ状態ニ於テヤリ得ルト云フ考ヘノ下ニ、之ヲ其ノ範圍ヲ限ッテヤツテ居ツタ、其ノ團體ヲ離レタ時ニハ、獸

醫師トシテ居ツタノデセウカ、ドウ云フ爲ニ今迄ハ未

成年ト云フモノニ資格ヲ與ヘナカッタト云

フ、其ノ理由ハ御分リデアリマセウカ

○政府委員(岸良一君) 大體現行ノ獸醫師法ノ出来ル前迄ハ中等學校程度ノ學力ノ者

ニ獸醫師ノ仕事ヲ許シテ居ツタ、其ノ時分ノ卒業生ト云フモノハ、是ハ皆未丁年者デ、

其ノ當時ハ日本ノ畜產狀態ハマダ今ノ「レベ

ル」ニ達シテ居ラナカッタ、サウ云フ譯デ之ヲヤツテ居ツタ、處ガ此ノ法律ガ出來ル時ニ將來ノコトヲ見透シマシテ、ドウシテモ獸醫師ノ程度ヲ高メナケレバナラヌト云フノデ、専門學校以上ニ致シタ、從ツテサウ云フ意味ハ、未成年者ニ責任ヲ以テ仕事ヲヤラセルト云フノハ無理ダト考ヘテ居ツタ譯デアリマス、デサウ云フヤウナ譯デ、方針トシテモト思フノデアリマスガ、是モ大體モウ數ヶ月スレバ大體モウ丁年ニナル者バカリナノデアリマス、從ツテ其ノ長イ期間ニ互ルナラバマアサウ云フヤウナコトモ處置トシテ考ヘナケレバナリマセヌケレドモ直グ經テバ一年ニナルノデアリマスカラ、又外ノ方デモ大體學校ヲ卒業シテ來テ居ルノダカラノ位ノ仕事ハ出來ルダラウト云フ考ヘヲ一般ニ有ツテ居ルダラウシ、又實際ニ於テモソレダケノ力ガアルシシマスカラ、特ニサウ云フ處置ハ執ラズシテ今回ノヤウナコトニナツタト云フ譯デアリマス

○副委員長(子爵植村家治君) 他ニ御質問ゴ

ザイマセヌカ

〔副委員長子爵植村家治君 委員長席ニ

○侯爵四條隆徳君 私チヨット御質問サシ

テ戴キマス、此ノ獸醫師法ニ依リマス獸醫

師免許ト云フモノハ實際ニ國家試驗ニ依ツテ免許ヲ交付サルベキモノト考ヘマスガ、斯ウ云フ程度ノ國家試驗ニ未成年者ガ免狀ヲ得ルト云フヤウナ例ハ、獸醫師法以外ニ他ニゴザイマスデセウカ、承リタイト思ヒ

○政府委員(岸良一君) 此ノ關係ニ付テハ

一番密接ノ關係ノアルヤツハ醫者ノ方面デアリマス、醫者ノ方ハ修業年限ガ一年長イ

ノデアリマスカラ、之ニ觸レルモノハナイ

サウデアリマス、從ツテ獸醫師ガ恐ラク、

○委員長(伯爵四條隆徳君) 他ニ御質問ゴ

ザイマセヌカ

〔委員長侯爵四條隆徳君 委員長席ニ復

ス〕

○委員長(伯爵四條隆徳君) 他ニ御質問ゴ

ザイマセヌカ

〔委員長侯爵四條隆徳君 委員長席ニ復

ス〕

○委員長(伯爵四條隆徳君) 他ニ御質問ゴ

ザイマセヌカ

第四部第七類 獸醫師法第一條ノ臨時特例ニ關スル法律案特別委員會議事記録第一號 昭和十七年一月二十三日 貴族院

タイノデスガ、漁業ニ於テハ、例ヘバ鯽ノ
漁業權デアルトカ、近海ニ於ケル漁業權ハ其
ノ權利ヲ持ッテ居ル者デナケレバ其ノ種ノ
漁業ガ出來ヌ譯ニアリマス、今度是ガ通リマス
レバ臘虎又ハ臘肭獸ノ漁業權ト云フ權利ヲ
政府ガ許可スルコトニナル譯ダト考ヘルノ
デアリマス、ソレハ何人ガ願出テモ無論許
可スル譯ニハ行カヌ、何トナレバ先程大臣
ノ御説明ニ依ッテモ之ヲ統制的ニ行シテ行ク
ト云フ建前デアル、要スルニ全部獲テシ
マツテ根絶ヤシニシテモイカシ、或程度獲
ラスト漁業ニ影響スルト云フコトデアレ
バ之ヲ「コントロール」スル爲ニハ、相當政
府ガ指導監督シナケレバナラヌ、ソレニ付
テ此ノ臘虎、臘肭獸ノ捕獲權ト云フモノヲ
特定ノ漁業會社ニ許可ヲスル方針デアルノ
カ、或ハ特別ニサウ云フ一ツノ臘虎、臘肭
獸專門ニ之ヲ捕獲スルモノヲ民間ニ作ラス
カ、或ハ此ノ方面ニ非常ニ經驗ノアル者ガ
アレバ、サウ云フ者ニ於テ個人的ニモ出願
スレバ捕獲權ヲ與ヘルト云フヤウナ、如何
ナル方針デ之ヲ今後統制シテ行カレルカト
云フコトニ付テ、詳シク捕獲權ト云フ問題
ニ付テ今後ノ對策ヲ御説明願ヒダイノデア
リマス

○政府委員(平岡梓君) 今ノ御尋ハ先程大

臣カラ御答申シマシタヤウニ、唯濫獲ニ委ス

ト云フコトハ、ドウシテモ出來マセヌノデ、
御説ノ通り何カ統制的ニ計畫的ニヤラナケ
レバナラナイ、其ノ爲ニハドウ云フ風ニシテ
統制的ニヤシテ行クカト云フ御尋デアルカト
存ジマスガ、今御話ノ中デ、大體個々、個
人個人ニヤラスト云フコトデナク、或會社
ノヤウナ纏ツタモノニ政府ノ嚴格ナ指導監督
ノ下ニ、國策的ナ會社ナリ、サウ云フモノ

ヲ拘ヘマシテ、サウシテソレニヤラセルト
云フ風ニ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵四條隆徳君) 尚モウ一點伺
ヒタイノデアリマス、特別ニ臘虎、臘肭獸
ヲ獲ルト云フ捕獲會社ガ、會社ソレ自體ト
シテ成立ツカドウカト云フ問題ト、ソレカ
ラ北洋ノ方ニ從來特定ノ漁業權ヲ持ッテ漁
業ヲシテ居ル會社ニ、之ガ捕獲ヲ委託スル
ト云フ方ガ合理的デアルカト云フコトニ付
點ヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(平岡梓君) 今ノ前者ノ問題ニ
付キマシテハ、非常ニ臘肭獸ノ價格モ下ッテ
風ニハ考ヘテ居リマセヌ、相當政府トシテ
居リマスシ、ソレカラ輸出モ閉サレテ居ル
ヤウナ情勢デゴザイマスカラシテ、ナカヽ
此ノ會社ガ直グ儲カル會社デアルト云フ
モ色々々面倒ヲ見テヤラナケレバナラヌ、ソ
レナレバコソ、矢張リ個々ニ許サナイデ、
ノ何ト申シマセウカ、御人柄ノ資源ヲ剩ス
ヤウニシテ、他ニ有用ニ御利用願フ、政府
委員トシテ御勵キヲ願フト云フ意味ニ於テ、
御意見ノアル時ニハドシヽ仰シヤシテ戴
イテ、サウシテ早ク決フ御採リニナルヤウ
ニ御進メニナシタラ如何カト思ヒマスノデ
ス、ドウカ委員長ニ於テ宜シク御説ヲ願ビ
タイト思フノデアリマス

○委員長(侯爵四條隆徳君) ソレデハ皆サ
シニ御諸ヲ致シマスガ、ソレヽノ會派ト
ノ關係モゴザイマセウカラ、是ニテ御質疑
ガナイト云フコトデアリマスレバ兩案ノ決
ヲ採ルコトニ致シテハ如何カト思ヒマス、
若シ御差支ノ方ガゴイマシタラ、無論明日
ニシテモ宜シイ譯デスガ如何デセウカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔異議ナシト呼フ者アリ

昭和十七年一月二十三日印刷

昭和十七年一月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局